平成２５年（フ）第３７９号
奈良市大平尾町327番地
破産者　大谷　武彦
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４３８号
奈良市大平尾町327番地
破産者　大谷　一夫
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４７１号
奈良市あやめ池北３丁目12番31号
破産者　アンティークス・トリムこと　福本　志郎
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１６５号
長崎県長崎市かき道５丁目３番７―304号、旧住所長崎県長崎市かき道５丁目４番１号
破産者　宮本　　薫
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５号
熊本市北区龍田陳内２丁目１番65号　キャッスル陣内201号
破産者　白石　幸作
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５５号
宮崎県日向市曽根町２丁目145番地、開始決定時の住所宮崎県日向市浜町１丁目117番地
破産者　池田　國光
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１３９号
宮崎県延岡市北方町上崎辰1030番地
破産者　永田　幸男
1　決定年月日　平成26年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第６１２号
大阪府岸和田市土生町４丁目３番２―1207号
破産者　里井知代子（旧姓伊東・相原）
1　破産債権の届出期間　平成26年５月８日まで
2　一般調査期日　平成26年６月24日午後１時30分
平成26年４月８日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第６号
札幌市豊平区平岸４条13丁目６番10号　サンケンビル401号
破産者　吉田　信弘
1　破産債権の届出期間　平成26年５月９日まで
2　一般調査期日　平成26年６月20日午前10時30分
平成26年４月８日
札幌地方裁判所民事第４部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３１号
堺市堺区田出井町１番２―4204号
破産者　池田　好雄
免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
平成26年４月８日
大阪地方裁判所堺支部破産係

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第１００１号
千葉県八千代市萱田町出戸617番地１
清算株式会社　ファーストソリューションシステムズ株式会社
代表清算人　中基　雄介
1　決定年月日　平成26年４月７日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
千葉地方裁判所民事第４部

平成２６年（ヒ）第３号
千葉県松戸市稔台３丁目７番地５
清算株式会社　株式会社ボーグ
清算人　本田　宗哉
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
千葉地方裁判所松戸支部

平成２６年（ヒ）第２０１８号
東京都豊島区池袋２丁目２番１号
清算株式会社　株式会社イイダ
代表清算人　飯田　晴啓
1　決定年月日　平成26年４月７日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第２７号
埼玉県北本市朝日２丁目195番地
清算株式会社　トライアル株式会社
代表清算人　小髙　得央
1　決定年月日　平成26年４月８日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２６年（ヒ）第３００１号
大阪府泉大津市なぎさ町６番１号
清算株式会社　泉大津港湾都市株式会社
1　決定年月日　平成26年４月８日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（ヒ）第８号
大分市大字廻栖野3231番地
清算株式会社　株式会社ＫＮ
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大分地方裁判所民事第１部

監督命令変更

平成２６年（再）第２号
長野県上田市国分１丁目３番37号
再生債務者　永井プラスチツク工業株式会社
主文　平成26年３月27日にした監督命令に次の事項を加える。
「６　再生債務者が、中華人民共和国遼寧省大連市所在の大連永井塑料制品有限公司の清算手続の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約を締結するには、監督委員の同意を得なければならない。」
平成26年４月７日　　長野地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２４年（再）第１２号
大阪市西区新町１丁目25番18号サンタンビル304号室、開始決定時の本店所在地大阪市中央区南船場２丁目５番８号
再生債務者　吉野教育図書株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成26年４月４日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第５６号
札幌市南区藤野６条４丁目17番16号
再生債務者　伊藤　和男
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後２時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月30日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月14日から平成26年５月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部